

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		令和6年 8月28日					
京都府宇治市宇治折居18番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
		城南衛生管理組合 管理者 松村 淳子					
		電話番号：0774-34-3373					
主たる業種	ごみ処分量	細分類番号	8 8 1 6				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画「地球元気プラン」を推進する。						
計画を推進するための体制	城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画「地球元気プラン」 推進体制 城南衛生管理組合環境マネジメントシステムの運用体制						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	38,307.1 トン	40,532.3 トン	40,095.5 トン	39,675.9 トン	4.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	39,952.2 トン	32,263.4 トン	31,698.4 トン	31,278.8 トン	-20.5 パーセント	
目標の根拠	事業者排出区分は令和4年度より各年度1%ずつの削減、その他排出区分では令和5年度計画搬入量を基準に令和5年度以降1%ずつの削減を目標とする。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	工場	事業活動に伴う排出の量 (CO2排出量÷処分量/10)	4.23	4.26	4.25	4.25	0.55 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	第4期と同様にCO2排出量×ごみ搬入量/10を原単位として設定する						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント	0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	施設の安定稼働、プラスチック製容器処理施設の資源化率向上、適正搬入の推進。					
	令和6年度	施設の安定稼働、プラスチック製容器処理施設の資源化率向上、適正搬入の推進。					
	令和7年度	施設の安定稼働、プラスチック製容器処理施設の資源化率向上、適正搬入の推進。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	過去にエコ通勤者への表彰制度を検討したが、通勤実態等に課題があり、策定に至っていない。					
	上記の措置を採用する理由	当組合の各施設は、立地条件から公共交通機関による通勤が困難な状況にある。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	2,397.1 トン	2,397.1 トン	2,397.1 トン	2,397.1 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計	2,397.1 トン	2,397.1 トン	2,397.1 トン	2,397.1 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ごみ焼却による発電。太陽光発電。リサイクル工房による衣服の再利用。住民に3Rを認識してもらうイベント（環境まつり）。組合広報紙「エコネット城南」による環境啓発。管内小学生の施設見学。						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・超過削減量17,871.8tを第1年度から5,871.8t、第2年度3年度から6,000tをそれぞれ差し引く ・沢中継施設更新（令和5年4月稼働、従来の可燃ごみの中継設備に加え、不燃ごみ及び容リプラの中継設備も追加） ・本庁管理棟移転（令和6年度移転予定、クリーンパーク折居と一体の新事務所棟として建設。電気は折居の再エネを使用） ・住所及び電話番号の変更（京都府八幡市八幡沢1番地→京都府宇治市宇治折居18番地、075-631-0825→0774-34-3373） 						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。